

令和5年 第11回

教育委員会定例会会議録

令和5年11月13日（月）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2624号
令和5年第11回定例会

日 時 令和5年11月13日(月) 午前10時00分 開会

場 所 港区役所7階 教育委員会室

「出席者」	教 育 長	浦 田 幹 男
	教育長職務代理者	田 谷 克 裕
	委 員	山 内 慶 太
	委 員	寺 原 真希子
	委 員	中 村 博

「説明のため出席した事務局職員」	教育推進部長	長谷川 浩 義
	学校教育部長	吉 野 達 雄
	教育長室長	佐 藤 博 史
	生涯学習スポーツ振興課長	竹 村 多賀子
	図書文化財課長	齊 藤 和 彦
	学 務 課 長	鈴 木 建
	学校施設担当課長	井 谷 啓 人
	教育人事企画課長	村 松 弘 一
	教育指導担当課長	篠 崎 玲 子

「書 記」	教育総務係長	本 城 典 子
	教育総務係	小 宮 綾 雅

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 港区幼児教育振興アクションプラン(素案)について
- 2 港区生涯学習推進計画(素案)について
- 3 港区スポーツ推進計画(素案)について
- 4 港区立図書館サービス推進計画(素案)について
- 5 港区学校教育推進計画(素案)について

日程第2 報告事項

- 1 令和5年度採用港区奨学生(二次募集)の選考結果について
- 2 港区スポーツセンターセキュリティゲート等の購入について
- 3 令和5年度「マイスクールPRコンペティション」の開催について

4 学校法律相談の令和5年度上半期実施状況について

「開会」

○教育長 それでは時間になりましたので、ただいまから令和5年第11回港区教育委員会定例会を開会いたします。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。本日の署名委員は、田谷委員をお願いいたします。

○田谷委員 かしこまりました。

○教育長 よろしくをお願いいたします。

「本日の運営」

○教育長 まず、本日の運営についてお諮りをいたします。審議事項第1から第5までの5件については、内容に重複している部分がございますので、一括して説明を受けてから質疑応答を行い、1件ずつ採決することにしたと思います。ご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、審議事項第1から第5までにつきましては、港区教育委員会会議規則第14条第2項の規定に基づき、一括して説明を受けた後、質疑応答を行い、その後1件ずつ採決することにいたします。

日程第1 審議事項

- 1 港区幼児教育振興アクションプラン（素案）について
- 2 港区生涯学習推進計画（素案）について
- 3 港区スポーツ推進計画（素案）について
- 4 港区立図書館サービス推進計画（素案）について
- 5 港区学校教育推進計画（素案）について

○教育長 それでは、日程の第1、審議事項に入ります。審議事項第1、議案第76号「港区幼児教育振興アクションプラン（素案）について」、審議事項第2、議案第77号「港区生涯学習推進計画（素案）について」、審議事項第3、議案第78号「港区スポーツ推進計画（素案）について」、審議事項第4、議案第79号「港区立図書館サービス推進計画（素案）について」、審議事項第5、議案第80号「港区学校教育推進計画（素案）について」、一括して説明をお願いいたします。

○教育長室長 それでは「港区幼児教育振興アクションプラン（素案）について」ご説明をいたします。

先月10月11日、第10回教育委員会定例会にて、協議事項案件としてご意見を頂いた教育分野の五つの個別計画について、ご意見の反映や庁内での調整を経て素案を作成いたしましたので、ご審議をお願いいたします。資料を3種類それぞれご用意しております。五つの計画で統一してお

りますけれども、素案の冊子、A3判の素案概要、そして参考資料としてA4版横の資料、教育委員会協議10月11日以降の修正点をおつけしております。本日は10月の協議以降に修正を加えた部分を中心に説明いたします。

初めに、5計画共通の修正点です。今回の計画改定におきましては、区の統一事項として施策や取組に関わりのあるほかの個別計画がある場合は、関連計画として記載することになりました。例えば素案52ページを御覧ください。素案52ページにありますとおり、防犯や感染症対策について、区や地域の警察署と連携しながら取り組むことを記載しております。各ページの下の方に関連計画として、港区生活安全行動計画と記載をしております。このような形で関連計画を記載しております。次に、73ページを御覧いただきたいと思います。本アクションプランの関連計画として、本編で紹介した個別計画を一覧にしております。このような関連計画があるという一覧表となります。この後ご説明する4計画の素案についても同様の形になっておりますので御覧いただきたいと思います。

では、幼児教育振興アクションプランの修正について説明いたします。素案の39ページを御覧ください。上段の白丸部分を御覧いただきたいと思いますが、小学校入学前教育カリキュラムの見直しについて具体的な変更点を追記しております。カリキュラムの対象、架け橋期という言葉を使っておりますが、この架け橋期である5歳児と小学校1年生、この2年間を架け橋期と呼ぶのですが、5歳児と小学校1年生の2年間に拡大して見直すこと。また、見直しの際には公開保育などを活用することを明記いたしました。架け橋期というキーワードをより意識し、その内容も含めて記載を膨らませたというものでございます。

続きまして、44ページを御覧ください。こちらには外国人や外国の文化と触れ合う機会の充実の取組としまして、特徴ある事業を追記しております。四つ目の白丸になりますけれども、区立幼稚園におけるネイティブティーチャーの派遣、そして遊びを通じた国際理解の意識の芽生えについて、こちらの表現を追記しております。

59ページを御覧ください。先程架け橋期と意識した書きぶりをご説明いたしました。この架け橋期は子どもの環境変化だけではなく、保護者も不安を感じる時期であるということから、保護者向けのリーフレットの配布や、子育ての相談事業の記載に架け橋期の重要性や架け橋期における不安の軽減の視点を追記いたしました。白丸の2番目と4番目の部分に架け橋期の教育ということで追記しておりますけれども、こちらの文言については74ページに用語解説をまとめておりますが、用語解説の部分で詳しく内容を説明しているものでございます。

最後に、一例として48ページを御覧ください。内容を充実させる施策について施策名の横です。上段の横に拡充というマークを入れております。こちらA3判横の素案概要、第3章の部分、拡充まで入れておりますけれども、そこと整合を取りまして、本件の中に拡充マークを入れております。

修正点については以上となります。本日もご審議いただきまして、素案が決定いたしましたら、11月25日土曜日から区民意見の募集、パブリックコメントを開始する予定となります。

簡単ですが、説明は以上となります。

○生涯学習スポーツ振興課長 続きまして、生涯学習スポーツ振興課より本日付議案資料ナンバー2を用いまして、「生涯学習推進計画（素案）」につきまして、10月11日以降の修正点を中心にご説明いたします。参考資料と資料ナンバー2を一緒に御覧いただければと思います。

また、最初におわび申し上げます。参考資料の左端のページの部分がちょっとずれております。後程口頭で修正しながらご説明いたします。

まず、本編の14ページを御覧ください。国や東京都の状況のページでございます。こちらは先日10月11日の教育委員会の中で、ウェルビーイングと社会的包摂をもう少し丁寧に補足した方がよい。また、共生社会の実現などがどのようにつながっているのか説明できるとよいのではないかというご意見を頂戴しております。

こちらにつきましては、本編の15ページ、右側のページの方でコラムとしてこの関係をご説明しているところでございます。誰もが共に学び支え合う生涯学習の実現に向けてということで、この生涯学習の実現がウェルビーイングの実現、また社会的包摂の実現と大きな関わりがあるということに記載してございます。また、それぞれの用語につきましても、用語のページにももちろんありますが、こちらの中でもウェルビーイングの実現や社会的包摂の実現について補足の説明を加えたところでございます。あわせまして、今回、社会的包摂、共生社会、地域共生社会という用語につきまして、本編89ページ、90ページの中で用語説明を追加したところでございます。

続きまして、本編の34ページを御覧ください。こちら内部で調整をする中で重点項目と拡充の違いが分かりにくいという指摘を受けましたので、こちらに改めて説明を加えました。重点項目につきましては取組目標と成果指標を具体的に明示し、年次計画を設けて重点的に取り組むべきものとしております。こちら資料34ページのところに記載のとおりでございます。

続きまして、本編の50ページを御覧ください。こちらも同様に、内部で調整をする中で指摘を受けた部分でございます。基本目標1の施策4、生涯学習の概念はとても幅広く子どもに関連した取組は計画に記載している取組以外にも多々あるというようなことが分かるように記載してほしいという指摘がございました。これを受けまして、本編の50ページ、施策4の説明文の中に、「身近なことから学ぶ機会を提供する」の前に「幅広い分野において」を加筆したことで、これを受けた形としております。

また、51ページの取組④総合支所による子どもの学びの場の提供につきましては、「他自治体との連携による子どもの学びの場の提供」に修正しております。

続きまして、55ページを御覧ください。基本目標2、施策2の中で区有施設における多様な学びの提供の説明文が、修正前は生涯学習施設に限定した記載となっております。これを改めまして、「生涯学習施設はもとより、全ての区有施設における取組の充実を図ります」と修正したものでございます。

大きな修正点につきましては、以上4点でございます。よろしく願いいたします。

続きまして、「スポーツ推進計画」をご説明させていただきます。本日付議案資料のナンバー3と参考資料を御覧ください。こちら両面になっておりますが、10月11日の教育委員会でご指摘を

頂いた分を中心に説明させていただきます。

まず、本編の56ページを御覧ください。こちら先日の教育委員会の中で公園でも球技ができるように改修したり、散歩もスポーツの一つと捉えるなら散歩したくなるような歩道の整備など区長部局とも連携して取り組むといいのではないかと、またマンション等の建設条件に屋内外の運動できる場の整備を義務づけるようなことをしてはどうかというご提案を頂戴いたしました。これを受けまして、本編56ページの施策1の説明に、「公園や学校施設等様々な区有施設」と加筆しております。また、①の取組では、区有施設等の改修や再整備の際に機能拡充に取り組むことを明記いたしました。あわせて②の取組、新たなスポーツ施設の整備においても東京都や開発事業者等に対してスポーツ施設の整備を要望することに加え、スポーツの場の確保に努めることを明記しております。

続きまして、本編70ページを御覧ください。こちら教育委員会の中でご指摘を頂いた部分でございませう。70ページの基本目標6の施策1でございませう。スポーツの定義として7ページのスポーツの定義に、気分転換し楽しむことは全てスポーツであれば気分転換のための散歩もスポーツであるという捉え方は非常に重要であるが、政策に反映が見えないということでご指摘を頂いております。こちらにつきましては70ページの施策1の説明文の中に、意識して歩く、階段を使う、自転車での買い物など日常的に体を動かすということを加えまして、あわせて7ページのスポーツの定義を修文しました。7ページを御覧くださいませ。青字の部分でございませう。「ルールに基づいて競う競技スポーツだけではなく、健康づくりや介護予防のための運動、自然に親しむ野外活動、日常生活でのちょっとした運動など、自発的に楽しむ身体活動の全てをスポーツと捉えます」と修文いたしました。

資料70ページにお戻りいただきまして、取組③の部分でございませう。こちらにも日常的な健康づくりということを取組名に加えました。あわせまして、説明文にも「身近な場所での運動や日常生活でのちょっとした運動」についてを加筆したところでございませう。

続きまして66ページを御覧ください。こちら教育委員会での指摘事項の中に、トップアスリート等のプロスポーツについての記載はあるが、その手前である大学などの学生スポーツとの連携についても考え方が記載されてもいいのではないかとご指摘を受けたものでございませう。こちらを受けまして、まず66ページ施策2の部分の区内企業との連携によるスポーツ機会の創出の中に、具体的な検討が進んでいないため明記はできておりませんが、78ページを御覧くださいませ。各主体の役割というのをまとめたページでございませうが、78ページの⑤トップアスリートと企業のところに企業の実業団チームのことを具体的に記載したことに加えまして、79ページの一番上、高校・大学の部分に「生徒等によるスポーツボランティアとしての参加することのほか、部活動やスポーツチームが地域の小中学校と交流するなど」ということを加筆いたしまして、今後の連携についての位置づけをここに明記したものでございませう。

参考資料の裏面の4項目につきましては、教育委員会ではなく、内部の調整の会議の中、または庁議等で指摘を受けた部分でございませう。一番上の重点と拡充の違いにつきましては、先程の生涯学習スポーツ推進計画で説明したとおりでございませう。

また、二番目の企業の実業団チームをもっと活用してはどうかという部分につきましては、先程大学スポーツの部分でも少し触れましたが、各項目の部分にトップアスリート、企業であったものの中に実業団チームについても追記をしております。

三つ目でございます。障害がある人もない人も共にという記載ですが、「共に」という意味が分かりづらいという指摘を受けまして、具体的に少し修文をしております。例えば、本編59ページを御覧ください。59ページの基本目標4の説明文ですが、こちらの2行目の終わりのところから、障害のある人とない人が一緒にスポーツができる機会ということで、誤解のないように明確に説明するようにいたしました。

四つ目の部分でございます。eスポーツについての表現を工夫し、7ページに記載のスポーツの定義との齟齬がないようにすることという指摘を受けております。こちらを受けまして、まず69ページを御覧ください。コラムの部分でeスポーツについて最後の部分に追加しております。eスポーツがどういうものかということだけではなく、高齢者の体力向上とフレイル予防等を目的として、eスポーツ体験事業を実施しているということを加筆しております。

あわせて47ページを御覧ください。47ページの取組の①高齢者向けスポーツ教室の実施、ここの部分にもeスポーツに特化した民間施設を活用したeスポーツ体験機会の創出に取り組みますということをお示しいたしました。

長くなりましたが、説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○図書文化財課長 議案第79号「港区立図書館サービス推進計画（素案）について」ご説明いたします。本日付議案資料ナンバー4を御覧ください。10月11日の教育委員会協議以降の修正点を中心にご説明いたします。

素案の40ページを御覧ください。新規拡充重点についての説明を分かりやすくするために箇条書きでお示ししております。40ページの左上でございます。

次に、43ページを御覧ください。基本目標1、施策（1）④あらゆる人の学びを支える幅広い資料の収集について、重点のみとしておりましたが、台場区民センター図書室が台場図書館に移行することを踏まえ、拡充の表記を追加しまして素案本編と素案概要版を修正しております。

次に、48ページを御覧ください。こちらは基本目標2の取組を体系的に示しております。乳幼児期から高校生までのそれぞれの年代における港区立図書館の取組を分かりやすくお示すために、読書能力の発達段階と港区立図書館の取組の図を素案本編に新たに記載しております。ここにお示ししているとおり、発達段階に応じた切れ目ない支援を港区立図書館として展開してまいります。

最後に、A3の概要版を御覧ください。11月6日の庁議で、基本目標4にも拡充の取組があるため、改定のポイントが当時3点でしたが、改定のポイントをそれぞれ基本目標に対応した分を上げるべきではないかということでご指摘を頂きまして、「利用者ニーズに応える」から始まる4点目を新たに追加しております。こちら、基本目標4に対応した内容ということで、学校地域の団体、社会教育施設など、多様な主体との連携を拡充で掲げておりますので、こちらポイントに新たに

記載をしております。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

○教育人事企画課長 続きまして、「港区学校教育推進計画（素案）について」ご説明いたします。議案資料ナンバー5と参考資料を御覧ください。

まず初めに、議案資料ナンバー5の素案79ページをお開きください。丸の三つ目になります。プログラミング教育は、探求的な思考力の育成が必要であるということを踏まえまして、プログラミング教育を通じてどのような力を身につけさせたいかを明確に示すため、プログラミング的思考力を伸ばす授業を展開する旨を明記いたしました。

次に、84ページをお開きください。丸の一つ目になります。幼児教育振興アクションプランにも記載がある架け橋期の教育につきまして、小学校入学前教育カリキュラムの活用などを通じて充実に取り組む旨を明記しました。なお、次の85ページに小学校入学前教育の充実事業、丸の二つ目は、前回の教育委員会から既に記載しているところであります。

続きまして、89ページをご覧ください。丸の四つ目になります。現在設置を目指している不登校特例校については、文部科学省の取扱いも踏まえまして、「学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）」という記載に修正いたしました。指し示している内容について変更はございません。

議案資料ナンバー5-2、素案の概要の上部に記載しております改定のポイント二つ目も同様に「学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）の設置を目指して」に修正しております。

次に、92ページをご覧ください。上部の表、取組目標の部分になります。学校運営協議会については、最終的に全ての幼稚園、小学校・中学校に設置されることが分かるよう、一番右のところへ「全幼稚園小中学校設置完了」と明記いたしました。

続きまして、94ページをご覧ください。上部の表、取組目標と成果指標の部分について、従来は「国際化、英語科国際のカリキュラム見直し」や「日本語適応指導教室の修了割合」を指標としておりましたが、新たに修学旅行が始まるということも踏まえ、内容を記載のとおり見直しました。海外修学旅行プログラムを改善していくことや、子どもたちがより海外への興味、関心を高めることを目標といたしました。

最後に、121ページをご覧ください。現在、港区が学校現場を支える人員の確保に力を入れていることが分かるように、「主な小中学校運営要員一覧」、東京都が費用を負担する以外に区が費用負担をしているところが分かる資料を新たに追加いたしました。

甚だ簡単ではございますが、説明は以上でございます。

○教育長 それでは、ただいま説明がありました5計画について質疑応答を行います。まず初めに、「港区幼児教育振興アクションプラン（素案）について」ご質問、ご意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。また、最後にもしあれば、言っていただければと思います。

それでは次に、港区生涯学習推進計画についてご質問ご意見等はございますでしょうか。

○山内委員 細かいところなのですが、15ページのコラムの中の3行目、DXの急速な進展の誤字を。

○生涯学習スポーツ振興課長 失礼いたしました。誤字がございましたので、修正させていただきます。申し訳ございませんでした。

○山内委員 15ページ、コラムがついてウェルビーイング、社会的包摂、それから地域コミュニティ、共生社会、ある程度のイメージはつきますが、厳密に言うと、最初の2行、コラムの2行のところ。ウェルビーイングの実現には密接不可分ですという言葉ですけれども、これだと、何と何が密接不可分なのかというのがよく分からないですが、どういうふうに書いたらいいのでしょうかという質問です。

○生涯学習スポーツ振興課長 こちらの密接不可分はこちらに記載はないのですが、生涯学習と社会教育の関係が密接ということを説明しようとしておりました。

○山内委員 であれば、そこが分かるように記載をしてくださいね。

○生涯学習スポーツ振興課長 ありがとうございます。

○教育長 生涯学習の方は、ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

では次に、「スポーツ推進計画（素案）について」お願いをいたします。

○山内委員 今回のこの計画でスポーツをより広く解釈をして、そして散歩なども加えているということは重要なことだと思うのですが、この前お話ししたのはほかの区長部局とが連携しながら、要は散歩したくなるような歩道とかそういうまち歩きとしての環境の整備をちゃんともっと積極的にやったらどうかということをお願いしたのですが、その部分というのはどうお考えになって、どうそれを入れる、入れないということをお判断されたか教えてください。

○生涯学習スポーツ振興課長 今ご指摘の区長部局と連携してまちづくりに生かしていくという部分につきましては、56ページの施策の中の公園や学校施設等様々な区有施設ということで一筆加えたことと、その中で改修や再整備の際に機能拡充に取り組むということで、今後の取組の中ではここに入れているつもりでございます。具体的に明記できなかった理由といたしましては、この間に具体的な検討というか、調整がついているものではございませんので、具体的に明記はしておりませんが、こうしたことの中で教育委員会として区長部局との連携を図っていきたいと考えております。

○山内委員 ここで区有施設の改修や再整備となったときには、区有施設という点の対応にすぎないのですよ。点では意味がなくて、まちの中をどう回遊で楽しく歩き回れる環境をつくるかということなのです。だから、点と、今私がお話ししたことは全く意味が違うと思います。そして、じゃあそういう歩く環境をどうつくるかという、それをもっとそういうことにも力を入れていきましょうということ自体に何でそんなに調整が必要なのか、具体的な事業のことを言っている訳ではないので、その点はよく理解できないのですけれども。

○生涯学習スポーツ振興課長 ただいま山内委員からご指摘を受けました、散歩をしたくなる、歩きたくなる、もしくは自転車で走りたくなるというような環境についての整備につきましては、取り組むべきことであるとは認識しております。具体的にこの後の素案、今回の審議を受けてでございますが、素案の中に入れられるようにもう一度持ち帰らせていただきまして、委員からご指摘を

頂いた部分を反映できるように工夫してまいります。よろしくお願いいたします。

○教育長 私から補足をさせていただきます。それぞれまちづくり計画とか公園整備条例や、あるいは文化的なものもそれぞれで、点ではなくて線で回れるような目的は立てているので、もう1回その部分と調整すると自ずと答えは出ているし、今の時点で既にやっている部分もありますので、そこがしっかりと書き込めるように調整をしたいと思います。

○山内委員 ありがとうございます。今、教育長が言われたように、元々そういう趣旨はあるはずなので、そこをどう意味づけをきちんと豊かにしていくかということが方針を強めるために大事だと思いますので、ぜひお願いします。

○生涯学習スポーツ振興課長 ありがとうございます。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは次に、「港区立図書館サービス推進計画（素案）について」はいかがでしょう。

○田谷委員 43ページの図書館ごとの重点収集分野というのですかね。この中でそれぞれ図書館ごとに特徴を出しているというふうに思うのですけれども、台場図書館のところで海洋学が入っていて位置的にも海洋学に向いているところですし、またお台場学園もヨット部が展開されて、非常に評判がいいと聞いておるのですけれども、その海洋学の中に入るのかどうか分からないのですが、あえてマリンスポーツというような項目ってうたえないのですかね。民間的にはすごく分かりやすい感じでマリンスポーツも色々各種スポーツありますし、一部はオリンピックなんかでも出てきますし、そういうようなものにも特化しているよという項目を一言入れていただくと、我々なんかには分かりやすいのかなと思います。

○図書文化財課長 台場地域関連資料の中で、もちろん東京2020でトリアスロンの会場になったということで、そちらのあたりを意識して収集するというのを考えておりましたので、今ご指摘いただいたマリンスポーツについても取りそろえられるように検討していきたいと思います。

○田谷委員 お台場ならではできないということ、お台場というのはほかの図書館ではできない、あるいは体験できない地域になると思いますので、その辺の特徴を分かりやすく出していただきたいと思います。お願いします。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

○山内委員 ちょうど前回コメントしたようなことなのですけれども、42ページ、コラムの電子書籍のところのメリット・デメリットですが、デメリットの問題は、今後長期的に考えると重要です。ライセンス購入の点なのですけれども、長期的に見るとライセンス料が高騰していく傾向があると思うのです。そういうことも見据えておく必要があるので、ライセンス料の高騰の傾向っていうのか、可能性ということは書いておいてもいいのではないですかと思います。

今、大学図書館が大変で、電子ジャーナルがどんどん高騰してしまっていて、その対応だけでどの大学も苦勞していますけれども、1回いろんなところに電子ジャーナルなり電子書籍が入ると供給側はどんどんその値を釣り上げていくのです。どんどんそれで対応し切れなくなってくるのですけれども。

○図書文化財課長 その辺もリスクであり、デメリットであり得る要素だと思うので、記述は検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○山内委員 逆に、もしそういう傾向が強くなってきたときに、ほかの自治体もあわせて図書館同士で協働したり、あるいは意見表明したりしながら、オンライン書籍が高騰しないようにコントロールしていくということもやらないと、だんだん非常に難しくなってくると思います。

○教育長 ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは次に、「港区学校教育推進計画（素案）について」、ご質問ご意見等はございますでしょうか。

○山内委員 まず、79ページでプログラミング教育のところ、プログラミング的思考力という記述を加えていただきましたけれども、ここに書くかどうかは別ですが、おそらく多くの方はプログラミング的思考力と言っても、それが具体的にどういう思考力を意味しているのか、どういう思考力を育むことを考えているかきっと分からない、分かったような気になって分からないということだと思うのです。だから、プログラミング的思考力というのは何かということ問い続けるということもしていかないと、結局はただプログラミングをすればそれがプログラミング的思考力につながっているのですという一番短絡的な教育に陥ってしまう。

ですから、プログラミング的思考力って何を狙っているのかということをもっと具体的に分かりやすい言葉で言語化するということをしていく必要が、今後私たちはあるのではないかと思いますので、その点を申し添えておきますというのが一つです。

これはもう1点、例えばこの前の修学旅行の件で委員会に出席したときにも感じましたけれども、例えば国際理解というのも、私たちみんな国際理解教育、国際理解教育と言ってもそこで止まっている訳で、国際理解とはどんなことを意図しているのか、何を意味しているのかということ、それをできるだけもっと別の言い方をしたらということなのかということを考えて、それを豊かにしていくという努力をしないと一面的だという指摘をされるし、意図がなかなか伝わらないことになるだろうと思います。ですから、そういう言葉をできるだけ分かりやすく、そしてより意味のある内容に言語化していくという努力をしていければいいのではないかと思います。これは、今ここで反映するかどうかは別ですけれども、課題として思いますので、申し上げておきます。

○教育人事企画課長 ご指摘のとおり、プログラミング的思考力というのは思考の中でのアルゴリズムを踏まえて論理的にということ、これだけでは分かりづらいところがあるかと思います。国際理解教育もしっかりですが、ここに盛り込めるかどうかも含めて、区民の方々が見たときにより分かりやすい表現になるかどうか、こちらの方で検討させていただきます。

○山内委員 ありがとうございます。それを丁寧にやっていくと、ほかの自治体とかほかの教育関係者が同じようなことを語るときに、港区が定義したことを引用しようというぐらいになってくればなおいい訳ですから、先駆的なことをやるということは意義づけとか定義についてほかが引用したくなるような文章を作っていくというところまでできると非常に魅力的な発信になっていきますので、ぜひよろしくお願いいたします。

○教育人事企画課長 おっしゃるとおり、教育の港の実践が他の模範となるように、また実際にそれを踏まえて他展開できるような形で分かりやすく表記は考えていきます。ありがとうございます。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

駆け足になりましたので、1から5までの計画全体を通してはいかがでしょうか。先程の時点では言いそびれたとか、確認し忘れたというところがあれば最後に全部それをまとめてお聞きしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、採決に入りたいと思います。

議案第76号「港区幼児教育振興アクションプラン（素案）について」採決をしたいと思いますが、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

○教育長 ご異議がないようですので、原案どおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第77号「港区生涯学習推進計画（素案）について」原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

○教育長 ご異議がないようですので、原案どおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第78号「港区スポーツ推進計画（素案）について」原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（異議なし）

○教育長 ご異議がないようですので、原案どおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第79号「港区立図書館サービス推進計画（素案）について」原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

○教育長 ご異議がないようですので、原案どおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第80号「港区学校教育推進計画（素案）について」原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

○教育長 ご異議がないようですので、原案どおり可決することに決定をいたしました。

日程第2 報告事項

1 令和5年度採用港区奨学生（二次募集）の選考結果について

○教育長 次に、日程の第2、報告事項に入ります。「令和5年度採用港区奨学生（二次募集）の選考結果について」説明をお願いいたします。

○教育長室長 それでは、報告資料1を御覧ください。令和5年度採用港区奨学生（二次募集）の選考結果についてです。令和5年7月24日から募集しました、令和5年度採用の港区給付奨学生及び港区貸付奨学生の選考結果を報告いたします。募集期間は7月24日からの1カ月間です。周

知方法としましては広報みなど、ホームページのほか、ポスターの掲示やSNS、LINEアカウントを使つての周知となりました。応募の状況は、給付奨学生が8名、貸付奨学生が1名という状況でございました。

奨学生の決定です。10月19日開催の港区奨学資金選考等委員会におきまして、審議の結果、全員採用することを決定いたしました。給付奨学生が8名、貸付奨学生が1名でございます。

2ページを御覧ください。給付及び貸付金額になります。給付の金額は表に示すとおり、収入基準に応じてA区分からD区分まで四つの支援区分としております。貸付の金額につきましても、自宅通学、自宅外通学、そして国公立・私立で、貸付金額の上限を設けております。実績ですけれども、7番の(1)にありますとおり、3段目、下線を引いております。今回、令和5年度の二次募集は、A区分が3名、B区分が2名、D区分が3名、合計8名となります。今年度につきましては、全体で42名の給付奨学生を採用しています。

3ページを御覧ください。貸付奨学生になります。3段目にありますとおり、令和5年度の二次募集は応募者数1名ということで、貸付者数が1名となっております。今年度は8名の貸付奨学生を採用しております。

簡単ですが、説明は以上です。

○教育長 ただいまの説明に対してご質問等はございますでしょうか。

○山内委員 どのくらいの人を対象になるかのイメージをつかむために教えていただきたいのですが、支援区分で言うとAが一番経済的に厳しくてDが一番軽いということですよ。その中でDの人たちというのは、おおよそ世帯の年取ってどのくらいなると考えればいいですか。

○教育長室長 こちらが大体ですけれども、420万円から480万円の間の世帯の方がD区分となっております。

国の方がまず0円から約270万円というところで、一つございまして、そこからさらに階段式になっており、270万円から300万円がA区分となり、国の土台があつて港区が上乗せを行っています。さらに、300万円から380万円ということで、国も2段目の階段をつくっており、そこにさらに港区は上乗せをしB区分としています。380万円から430万円をC区分、先程の430万円から480万円がD区分ということになってございます。国は380万円まで対象としており、大学生の20%がそこに該当している状況です。

○山内委員 つまり、この表記だけを見て、港区からの給付額は一番経済状況が厳しいAよりもBが多くてCもそれに倣つて順当な額で、Dがまた金額が減るとするのはAとBは国の上乗せがあるから、このような金額のデコボコになっているという理解でいい訳ですか。

○教育長室長 今ご指摘のとおりで、A区分は国のものがかなり手厚くありますので、港区の上乗せを分は薄くなり、B区分は、国が薄くなりますので、港区の上乗せ分が手厚くなります。

○山内委員 もう一つ、A区分だと、どのくらい国がそこに補助している形になるのですか。

○教育長室長 こちら私立大学自宅通学の場合となりますけれども、こちらは授業料として46万7,000円、そして奨学金の給付額の分で30万7,000円という形で年額約70万円が国から

出ています。

○山内委員 ありがとうございます。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

2 港区スポーツセンターセキュリティゲート等の購入について

○教育長 それでは次に、「港区スポーツセンターセキュリティゲート等の購入について」説明をお願いいたします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは、本日付報告資料ナンバー2を用いましてご説明いたします。

本件は、港区スポーツセンター利用者の入退場管理を行うために、平成26年度に導入した入退場管理システム一式につきまして、経年による老朽化のため更新が必要であることから、セキュリティゲート、券売機、精算機等を購入するものです。あわせて、券売機及び精算機に二次元コード、交通系ICカード等の利用が可能なキャッシュレス決済機能を追加いたします。

項番1、購入物品でございます。購入物品はセキュリティゲート一式でございます。概要は別紙を御覧ください。まず1、セキュリティゲートでございます。こちら1基購入いたします。こちらはスポーツセンター3階のメイン入口に設置しているセンターゲートとなります。現在と同様、3通路のものとなり、スポーツセンターの利用者の入退場を管理いたします。

次に2、セキュリティゲート、プールゲート用でございます。こちら1基でございます。プールエリアの入口に設置しているプールゲートとなり、現在と同様に、2通路のものを購入いたします。こちらでプール利用者の時間の入退場管理をいたします。

次に3、券売機でございます。こちら3台購入いたします。こちらは利用券を発行するほか、個人登録証へのチャージを行うことができます。また、今回の入替えによりキャッシュレス決済機能を導入し、二次元コードや交通系ICカード等、二次元コードというのは、PayPayやau Pay等を指します。交通系ICカードというのは、SuicaやPASMO、この他にクレジットカードなどの利用が可能となります。

4、窓口券売機でございます。こちらはカウンターのところに設置をし、職員が対応するものでございますが、券売機で対応できない団体利用者や小・中学生、高校生等への利用券の発行を行います。

次に5でございます。精算機でございます。こちらは、プールの利用時間を超過した場合の精算手続を行うためのものとなります。この精算機にもキャッシュレス決済機能を導入いたします。

次に6、システム管理サーバーでございます。こちら今回2台購入いたします。こちらは利用者の登録情報を管理するサーバーでございますが、これまでは1台での設置で運営をしておりました。システムに障害が発生した場合に備えて冗長化を図るため、今回から2台の購入といたします。予備のサーバーを用意することで速やかに切り替えられる構成とし、業務やサービス提供に支障がないようにするものでございます。

7、管理用パソコン1台でございます。こちらはシステム管理サーバーにアクセスし、利用者の登録情報の管理や利用者数、利用料金の集計、帳票の出力を行うためのものとなっております。

資料にお戻りいただきまして、2ページ目の最後です。項番2、今後のスケジュールでございます。こちらは物品の購入議案として、今月開会予定の令和5年第4回港区議会定例会に上程いたします。議決されましたらシステム構築後、来年7月から運用を開始いたします。

簡単ではございますが、説明は以上となります。

○教育長 ただいまの説明に対してご質問等はございますでしょうか。

○田谷委員 参考までになのですけども、金額は総額どれぐらいを見ているのでしょうか。

○生涯学習スポーツ振興課長 予算額といたしましては、備品購入費として約3,400万円と考えております。そのほかにシステム構築がございまして、委託料といたしまして約670万円の予算がついております。

○教育長 ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○田谷委員 ちなみに、前回は何年使ったのかと、それから今回これを購入するとまた何年使えるかと、その辺はどうなのでしょうかね。

○生涯学習スポーツ振興課長 現在の管理システムにつきましては、平成26年度に導入しております。なので、10年ぐらい使ったことにはなりますが、このシステムにつきましては、大体5年ぐらいが使用の目途ではないかと一般的には言われておりますが、今回はソフト等の保守が十分対応できましたので、10年ぐらい使っております。ただ、この8月にサーバーがダウンいたしまして復旧ができておらず、今、代替機で対応しているところでございまして、早急に入替えが必要ということで補正予算の対応をして、今の物品購入の議案の上程という流れとなっております。

○田谷委員 確かに平成26年当時と今回令和5年、来年令和6年ですか。確かに年々利用者の支払い体系もキャッシュからクレジットカード、それから今おっしゃったようにPayPayとかに変わってくところがある。そういうところにも対応できる機械にしていかななくてはいけないという。利用者の便宜性を図っていただくことはいいことだと思いますので、よろしく願います。

○生涯学習スポーツ振興課長 ありがとうございます。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、この報告は以上とさせていただきます。

○生涯学習スポーツ振興課長 ありがとうございます。

日程第2 報告事項

3 令和5年度「マイスクールPRコンペティション」の開催について

○教育長 次に「令和5年度マイスクールPRコンペティションの開催について」説明をお願いいたします。

○教育指導担当課長 それでは、資料ナンバー3を用いまして、令和5年度マイスクールPRコンペティションの開催についての報告をさせていただきます。

こちらは報告内容のところに書かせていただいているのですけれども、学校周辺の地域の魅力づくりに向けて、児童・生徒が取り組んできた内容について、港区議会の議場において各校がプレゼンテーションを実施させていただき、児童・生徒の互選により優秀な取組を表彰する取組でございます。日時ですが、令和5年12月11日の午後2時30分から4時30分までと考えてございます。会場は、区議会棟の本会議場及び第1から第6委員会室を使わせていただくという形で考えてございます。参加者は、こちらに記載のある小学校高学年児童、中学校生徒会生徒、各校2名以内、それから引率教員が各校2名以内、こちら教育委員会事務局、あと区議の方、それから教育長、教育委員の先生という形で考えてございます。

項番5を御覧ください。まず、部会別にコンペティションをさせていただきます。2ページ目を御覧ください。部会表のところにあるのですが、小学校が三つに分かれます。この中で、まず自分たちの発表をして互選をします。中学校が二つの部会に分かれてその部会の中で互選をさせていただくと、小学校が3校、中学校が2校、最終的に進出するという形になります。それがコンペティション決勝というところになります。こちらの方でみんなでもう一度コンペティションの決勝をさせていただきます、最優秀の学校が決まると。最後に、講評と最優秀校の発表を教育長の方からしていただき、中学校PTA連合会との共催という形ですので、表彰を中学校PTA連合会の会長の方をお願いをさせていただきます。

その他のところにも記載しておりますが、コンペティション後、区のホームページにおいて、最優秀校2校の取組や発表の際に活用した模造紙の画像などを掲載して、こんな取組を子どもたち頑張っているよということは周知をしていきたいなと思います。今回、こどもまんなか社会というところで、できるだけ引率教員も含めて大人が関与するのではなく、子どもたちが主体的にということに重きを置いてさせていただきたいと思っております。

簡単ですが、以上になります。

○教育長 ただいまの説明に対してご質問等はございますでしょうか。

○寺原委員 児童生徒が主体という点が素晴らしいと思います。現在、このプレゼンテーションに向けて準備中だと思うのですけれども、各校で具体的にどのような児童・生徒がこれに関与することになって、主体的にどのように内容を考えていくことになるのか、教えていただけたらと思います。

○教育指導担当課長 学校によって差はありますが、一例を挙げますと、児童会とか生徒会の方で、ある学校だと海に近い学校だったりすると、水族館をつくって、うちの学校の場所とか特色を生かしたいということが子どもたちから上がってきたというのをうまく教員が拾い、じゃあそこで企画したらいいのではないかと行って、各学級でもそういう話でどんな案があるかというのを代表で考えたのが上がってきて、児童会の方でどういうふうにしていくとより実現性が高い、案だけを出すということももちろん大事なのですけれども、よりアピールして私たちがやるにはということの中で、子どもたちが今、話し合いをやっていきますという報告は、一例として挙がってきています。

○寺原委員 ありがとうございます。そうすると、例えば小学校の場合、高学年児童が参加すると

書いてあるのですけれども、これに関与したいと思う高学年児童がいれば、その子がこのチームに入れる体制になっているという理解でよろしいでしょうか。

○教育指導担当課長 そこも人数にもよったりするのかなとは思いますが、一応決まりとしては児童会で最終的に持っていくにしても、各学級に下ろすので、その中で自分の意見としてぜひこれは入れてほしいということを言うと、代表者がそれを上げてやっていくというところもあります。5、6年生がメインとかが多いのですけれども、一部の学校では4年生からそのような形で意見を下ろしていくということはしていると聞いております。

○寺原委員 ありがとうございます。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

○中村委員 趣旨はよく分かったのですけれども、議会場とかを使ってやるということとはどうつながるのですか。あえて別に議会場でやらなくてもよさそうな気がするのですけれども、何で議会まで使ってやるのかということにどうなのかなという気がしたので、お聞きしました。

○教育指導担当課長 昨年度までの子どもサミットですと、大人に対しての提言というところで、議会の仕組みに絡めてやらせていただいたというところがあって、今回もちろんコンペティションになるので議場ではなくてもということでは事務局としても話はさせていただいたところなのですが、議場をお借りして話をして、それをみんなで発表するというような場としてでも使うという経験もあると、子どもたちにとってはとてもよかったというようなことも昨年聞いていますので、この場所も今回貸していただけるということでしたので、こちらでさせていただいたというのがございます。

○中村委員 去年までのやり方だと、議会で何をしていた委員会というところもあって、議会の本会議で決まる前にちゃんと委員会というところで議論をして、議会では決定しているのですよということを学ばせるという機会というのが大きな一つの教育目標だったと思うのですけれども、今回のこのやり方だとそこが抜けるような気がして。だったら、別に議場でやらなくてもよさそうな気がしたのでちょっと質問したのですけれども、議会の方々から気持ちよく貸していただけるなら、子どもたちにそういう議会に行けるというのもいい機会だと思うのでいいとは思っているのですけれども、ちょっとそこが気になったので質問いたしました。

以上です。

○教育指導担当課長 今回、狙いが前回とは少し違うところがあるので、今、ご指摘いただいたように、今後の会場についても検討はしたいと思うのですけれども、これだけの人数が集まってやるという場所も考えていくと候補のお貸しいただけるということでないといけないのですが、一つとしては、上がっているところがあるので、来年度以降そこはもしかして検討してまた議場を借りるかもしれないのですけれども、そこについてはまた検討させていただくというところで預からせていただきます。ありがとうございます。

○中村委員 確認ですけれども、今年はこれに変わるというのは議会にちゃんと話をしているのですよね。それで了解を取ったのですよね。

○教育指導担当課長 はい、そのとおりでございます。

○田谷委員 マイスクールPRコンペティションということだったので、それぞれ小中学校の中でコンペティションというのがあるのかなと私は思ったのですけれども、その中で優秀なものが出てくるとかそういう意味ではないという解釈でいいのですか。学校の中で任意だかクラスだかでグループをつくって何かそういう、こういうことを提案していこうとかというような、学校内で小グループでやり合って、その中でコンペを開いて一番いいものが、例えば御成門小学校の代表として出てくるとかという感じではないのですか。

○教育指導担当課長 今回は学校のやり方で色々、そういう先生がおっしゃったようなやり方もあるのかなと思うのですが、学校の仕組み上、児童会や生徒会がそういったところまでPRできないでしょうかとって学級に投げて、学級で話し合ったものを上げてくるというやり方が多いので、今回まず第1回目というところはそのようなやり方をしているという学校が多いというふうに聞いております。

○田谷委員 そうすると、中学校の場合は生徒会等というふうになっていたのですけれども、小学校の場合は高学年児童。そうすると、小学校の場合、児童というのはどういうふうに、当日発表する2名は選択してくるのですか。

○教育指導担当課長 児童会で発表してくる学校、それから高学年は5、6年生で上がってきた中でぜひとも行きたいと言っているような代表、それから今児童会という言い方をしたのですけれども、代表委員会や環境委員会、環境で取り上げてという環境委員の5、6年生のうちでというところが上がってくるというような形で聞いております。

○田谷委員 そうすると、それは各学校にお任せしますよと、こういう条件はつけませんという解釈の仕方でいいのでしょうか。

○教育指導担当課長 おっしゃるとおりです。

○田谷委員 了解しました。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

○寺原委員 ホームページに掲載するのは、やる気を促進するためにとってもよいと思うのですけれども、全校分を掲載することは難しいでしょうか。

○教育指導担当課長 構成のあれで全校ということも今後、今、ご意見を頂きましたので考えますが、イメージで言うと部会ごとにこんな話し合いをしてこういうプレゼンをしていましたというのを出して、そのうち最優秀はこれですと。ただ、学校ごとにきっとテーマの題名とかがあると思うので、うちの学校なんかの環境、ビオトープ何とかしようみたいなのがあったら、そういうテーマを載せるみたいなイメージは持っています。

○寺原委員 多くの人に見られる機会がある方がよりリアリティも出ると思いますし、副作用としては、公立の小学校中学校への進学率が低いという状況がある中で、ホームページに子どもたちのコンペが載って、自主的に楽しそうにやっているということが見えると、公立校の魅力の可視化にもなるかなと思います。

○教育指導担当課長 ありがとうございます。そのことも検討して、先生が今おっしゃってくださったように魅力向上アップという意味でも、こちらも工夫して発信していかなくてはいけないなという課題もごございますと。検討させて、いいホームページにしたいと思います。

○教育長 マイスクールPRだからね。多くの学校ができるだけやってほしいです。

○教育指導担当課長 分かりました。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

4 学校法律相談の令和5年度上半期実施状況について

○教育長 それでは次に、「学校法律相談の令和5年度上半期実施状況について」説明をお願いいたします。

○教育指導担当課長 それでは、資料ナンバー4を用いまして、学校法律相談の令和5年度上半期の実施状況についてご報告をさせていただきます。

こちらが令和5年4月1日から9月30日までの実施状況についてになります。相談回数というところを見てください。24回（14件）とあるのですが、これは14件の案件で24回のご相談を受けていただいたということになります。参考に書かせていただいておりますが、昨年度、令和4年度の上半期は44回（18件）というふうになってございます。件数としては概ね同じぐらいなのですが、44回と多かったのはある特定の学校がトラブルを抱えておりまして、そこに弁護士の先生が真摯に色々ご助言いただいたというので回数が多かったというふうになってございます。保護者との面談の弁護士の同席制度の利用は、今回もございませんでした。

令和5年度の上半期のところの下の表を見ていただければと思うのですが、子どもによる事故・トラブルというところで5件14回という相談がございました。こちらについてのことですが、例を挙げますと、中学校の方でいじめの対策委員会にも前回1学期に上げさせていただいた案件の相談だったのですが、仲のいい友達同士でいたのだけれども、ふざけ合って注意とかをしている中でいじめと感じたと。本人はいじめたつもりはなかったけれども、本人は嫌な気持ちになったらそれはいじめになるよねというところの相談で、どういうふうに保護者感情をしっかりと収めてあげることが大事かというところでご相談したというのが多い案件でございました。

それから、教師の指導内容のところは1件とあるのですが、暴れてしまうお子さんがいて、その子の保護者については学校もきちんとするのですが、周りの保護者に対してもどういうアプローチをしていくべきかというところで1件。それから、保護者トラブルが5件5回とあるのですが、こちらについては過度なご意見をおっしゃる保護者がいて、その気持ちはもちろん学校も受け止めるのだけれども、どこまでを受容してやって差し上げたらいいいのかというところのご相談をしたというところなんです。最後、「その他」というところにあるのが業者と幼稚園なのですが、契約をする際に書類を取り交わしたりするときに、これは本当に弁護士の先生がこういうふうに関わっておくといいよというようなご相談であったりとか、あとは学校外で起こしてしまった、中学生なのですけれども、トラブルというものがあつたのですが、それについて、学校はもちろん学校外とはい

え指導はするのだけれども、学校だけで解決できそうにない場合にどこまで相談したらいいかというところを相談したところ、子ども家庭支援センターや警察とも関わった方がいいよというご助言を頂いたというのが、「その他」のところに入っております。

簡単になりますが、以上でございます。

○教育長 ただいまの説明に対して要望、質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この報告は以上とさせていただきます。

本日予定をしている案件及び報告事項は全て終了しましたが、委員または説明員の皆さんの方から、その他何かございますでしょうか。

○教育長室長 先程の計画のご審議の中で、山内先生からのご指摘でスポーツの関係、まちづくりマスタープランでの関係性というのが分かりましたので、この場を借りて補足説明をさせていただきます。

○学校施設担当課長 山内先生からご指摘がありました、楽しく快適に歩けるまち、これについては公共施設だけではなく民間も含めて港区全体で面として誘導すべきだというご意見かと思えます。それにつきましては、まちづくり部門が所管している港区の都市計画の考え方を示す最上位計画であるまちづくりマスタープランの中で、まさに委員おっしゃっていただいたとおり、楽しく歩けるまちを実現できる空間整備を推進するということが記載されております。

具体的には、例えば運河や古川など、区が持っている水辺空間などの資源、それから港区の高低差、特に坂道が多いとかそういった起伏を、バリアフリー空間としてペDESTリアンデッキや地下空間を活用しながら、面的に楽しく歩ける空間整備を進めていくことを、民間誘導を含めて記載しております。それは、公共施設が率先的に行っていくだけではなく、再開発事業であったり、港区の中で行われるまちづくりにおいても積極的に推進していく施策として既に記載がされておりますので、こういったハード面での誘導と、それから本日説明しましたソフト面での誘導を含めて、各部門の計画が一体的になって委員がおっしゃっていただいたようなまちづくりを実現していきたいと考えております。

○生涯学習スポーツ振興課長 今、井谷課長の方から説明いただいたことを受けまして、スポーツ推進計画にもきちんと明記していきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○山内委員 ありがとうございます。今の説明について加えて言うと、港区は坂が多いというのは、身体活動を楽しく高めるためのまち歩きとしては、実は魅力的なところであって、ただ平らではない訳です。それは、ちょうどいい負荷にもなるし、それから景観も変化があるし、そこには昔の写真とか地形とかと重ね合わせるとまた面白いまち歩きになる訳で、そういうところも含めてより楽しくできるような環境を整えていけるといいと思えますので、ぜひよろしく願いします。

○教育長 ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。

○教育長室長 続きまして、前回、文化芸術振興プランのご説明をさせていただきました。その際に頂きましたご意見についてこちらで回答文が上がりましたので、発言させていただきたいと思えます。

港区立の科学館、博物館、ホールなど民間ミュージアム等をどう回遊できるようにするか、点でなく回遊できる仕組みをどうつくるかということで、組み合わせたらより面白くなるのではないかなという山内委員からのご意見がございました。それに対しての回答でございます。「ミナコレ」と言いまして、港コレクションの略なのですけれども、区内に多くの美術館、博物館及び大使館等の文化資源を有する国際都市港区ならではのイベントを実施しておりまして、この区内の美術館、博物館を対象にスタンプラリーを開催して、スタンプを3個以上獲得すると大使館訪問の申込みが可能となる、そのようなことをやっております。

今年度はそのデジタルスタンプなのですけれども、美術館、博物館でのスタンプについてスマートフォンを活用するというので、地図アプリ上でも歩きながら参加館を巡る内容と工夫をしております。文化芸術振興プランの本編においても、ミナコレの事業の紹介などで回遊のキーワードを加えて説明をいたします。また、大使館を対象とした観光ボランティアガイドによるまち歩きツアーも、産業振興課、観光政策担当とも連携し、回遊性がある事業にも取り組んでいきたいということで回答を行っております。

もう一つ、港区には豊富な文化資源、歴史的建造物、史跡等があって、単にミュージアム同士の回遊だけではなくて、歴史的資産を生かしたまち歩きの回遊まで考えていただけるといいのではないかなというご指摘もいただきました。そちらに関しましても、現在ミュージアムネットワークには、増上寺の宝物殿、宝物展示室、泉岳寺の赤穂義士記念館、北里柴三郎記念館、福沢諭吉記念慶應義塾史展示館などが加盟しております。歴史的資産を生かしたまち歩きの回遊についても、ミュージアムネットワーク事務局及び加盟館と調整を図り、推進してまいりますというような回答を頂いています。

以上です。

○教育長 よろしいでしょうか。

○山内委員 ありがとうございます。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

○教育指導担当課長 お時間をお借りいたしまして、令和6年度からの学校における授業時数のあり方についてちょっとお話をさせていただきたいと思っております。

現在、港区では臨時休業などを想定いたしまして、年間の授業時数に余裕を持たせて余剰の時間というのを設けることとしておりまして、年間10回以上22回以下の土曜日授業を実施させていただいています。国がこのたび令和5年4月に通知の中で、教育課程の編成・実施状況調査の結果についてということを出した際に、標準時数を大幅に上回って教育課程を編成する必要はないよということと、あと8月に教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策ですよというところを提言され、何を提言されたかという授業時数の削減についての提言がございました。このことも受けまして、区の状況としてご紹介させていただき、来年度以降このようにやりたいなというところでご意見を頂ければなというところでございます。

現在、港区では先程申し上げましたが、土曜日授業を10回実施した場合に、小学校6年生で言

うと授業時間としては1,015時間、これは国の規定として確保しなくてはいけないのですが、行事時間を抜いて1,054時間程どの学校も平均ですけれども大体確保できています。中学校、1年生で言いますと、1,035時間確保しなくてはならないところが行事数を抜いても1,089時間確保できています。これが来年度以降、改善策として今10回以上22回以下なのですが、土曜日授業を年回5回以上10回以下というふうに設定をさせていただいて、5回実施した場合にはとさせていただくと、小学校では1,039時間、中学校では1,074時間の確保が大体できると。そのときになぜ今5回というようなお話をさせていただいたかというところ、やはり区民に向けて、保護者に向けて、学校も開かれていなくてはならないというところで、運動会、学芸的行事、それから学校公開、3回の5回は必ず区としてやっていただきたいというところの5回というふうにしてございましたら、学校によっては予備授業を利用して日本文化の時間ですとか、そういうことをやっている学校もありますので、10回まではというところできさせていただいてございます。そうすることで、授業時数としてはものすごく小6では24時間分、中学生1年時では39時間分の時間が少し多めに取れているということで、過去の臨時休業の例を鑑みても、大体長くても4日程臨時休業をしたというようなエビデンスもございますので、このぐらいを確保できるゆとりがある形でも、学校はしっかりやれるかなというところで提案をさせていただいたところです。

なお、閉庁日も、夏休みの今教員の取り巻く環境整備というところで提言が国からもありましたということもありますので、閉庁日も夏休み、今2週間から3週間ぐらい、学校の自由で設定しているのですけれども、一律3週間は学校を閉めさせていただくと。それから、夏季水泳も10回は子どもの体力というところもございますので、小学校ですけれども、させていただくような想定で今考えてございます。

また、ご意見等いただければと思います。以上です。

○教育長 ただいまの説明に対してご質問、確認点等はございますでしょうか。ご意見も含めてお願いいたします。

○山内委員 この授業時数をどう設定するかというのは、教員の負担をどう調整するかという問題と教育的内容をどう維持するかという両面から考える必要があると思うのですね。そのときに学習指導要領に沿った時間数で基本今回出てくるような、それに近づけるということで十分なのか、次、教育的な効果としては足りないのか、その点をどうお考えかというところを聞きたいのです。

つまり、何を言いたいかというところ、例えばこの時間数を減らしたことによって、一応国が用意している教科書は一通りを教えられますと。しかし、実は現場の感覚としては結構駆け足で教えることになってしまって、実は追加的にもっとより丁寧に教えたいこととか、あるいは港区として、あるいは学校として独自に工夫を加えて、教育内容を高めたいと。そういうことをゆとりを持ってできる時間になっているのか、それとも駆け足で最低限のことをやって終わるということになってしまふのかと、そこをどうお考えかというところを教えてください。

○教育指導担当課長 ありがとうございます。やはり授業時数を減らして子どもたちの学びが豊かにならないというのは本末転倒ですので、こちら年間計画を各学校にも練って出してもらって

います。その中で港区としては、いっぱいいっぱいやって何か足りなかったというよりは、工夫をしてしっかりこことここを組み合わせることで、教科横断的に指導するカリキュラムですとか、そういうことを各学校ごとにしっかりと考えてやっていますので、この時数でやらせていただいてもしっかりと子どもたちの学びは確保できると考えています。

○山内委員 そうすると、今もそういう工夫はされていると思うのですけれども、今してきた工夫はここまで時間数を減らしても維持できるというふうに考えていいですか。それとも今やってきた工夫ももう1回かなり整理しなくてはいけなくなるのか、そこはいかがですか。

○教育指導担当課長 毎年学校も一回決めたらそれをずっとやっている訳ではないので、毎年整理はもちろんさせていただいているので、その中で改めて時数が少し減りますよということについては考えていただきというのがありますが、こちら、今、試算しているところで行くと教育的効果が下がるというふうには考えてございません。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。先程夏休み閉庁日の話、それと水泳の話をしました。その前提と10回は減ってしまうのかという理由について、その現状と、なぜそういうふうにしたのかということももし紹介してもらえれば。

○教育指導担当課長 現状、港区の小学校では各学校で大体5回とか何回というのは設定をしておりました。ただ、やはりコロナ禍であったということや、学校ごとに特色を出す部分ももちろん大事だと思うのですが、子どもの体力という意味では、この夏季水泳をしっかりとやることで、子どもの泳力が伸びるのです。なので、これは校長会とももちろん相談していきながらなのですけれども、10回という時間を確保すると、子どもたちの力がしっかりと伸びるところで、こちらとしてはこの10回については確保して、子どもたちの体力向上に努めていきたいなというふうには思っているところです。

○教育長 学校によって随分コロナ禍の影響の中で減らしてしまって、区民の方とか色々な保護者の方からも含めてお話もあったので、そこはしっかりと確保する。一方で、働き方もありますので、今まで2週間だった閉庁日を3週間にすることでそこははっきり休みましょうというめり張りをつけていますので、決して先生方がどんどん楽をしていくということではなくて、しっかりと学力を含めて、あとは行事を含めて、そこに集中できるような環境、それは人的なものも含めて港区は率先してやっていますので、その一環ということでもありますので、よろしく願いいたしたいと思えます。

○寺原委員 今の夏季のプールの件で確認ですが、授業として行うプールのことをおっしゃっているのではなくて、夏休み中に任意に参加する場合のことをおっしゃっているのでしょうか。

○教育指導担当課長 夏休みの、授業時数にはカウントされないのですけれども、その部分のことを10回、必ず学校ではやって、子どもたちも楽しみにしてくるし、ちょうど伸びる時期だとは思っているので、やらせていただきたいなと考えております。

○寺原委員 普段の授業としてのプールは、雨があたりして結果的に実施回数が少なくなることがあります。夏休みの任意参加のプールですと、申込みはするけれど実際当日になると行かないと

ということが結構あつたりしますので、授業としてのプールが多い方が、本来は多くの子の体力向上につながるかと思うのですが、時期的な関係で回数を増やすのは難しいということですよ。

○教育指導担当課長 こちらについては、各学年概ね学習指導要領上でも数値を明確に何時間というのは水泳の時間でないですけども、概ね10時間程度確保することにしています。なので、今回暑かったりとか、色々なことで中止になってしまうことがあると、少し学校もプールじまいを少し延ばしてあまりにもできなかつたところはやっているとかいうのも聞いていますので、来年度以降も編成するときには大体9月の真ん中ぐらいでプールじまいしてしまうような感じだと思うのですが、今暖かいというのもあるので、9月の最後ぐらいまではしっかり10時間確保できなかつた場合は延ばすようにというところは各学校に周知をしていきたいなと思っています。

○教育長 学校のハード面で屋内だとしっかり確保できるのですが、屋外だと今回は特に暑くて、それで全くできなくて、色々ご意見を頂いたところもありますので、そこもまた延ばすことで、学校側も自由度が利くという形になっています。

○学校教育部長 これまでの説明に少しつけ足しをさせていただくと、今ここでお話をさせていただいたのは、学校の教育課程を編成するのは当然校長になるということです。ただ、一方で、当然、教育委員会の方針というところもありますので、いわゆる学校の特色を出すところと港区としてのスタンダードというところを明確にするのが教育委員会の役割だと思っています。

今の話と重複しますが、スタンダードにするということは、港区のどの子どもたちにも同じ教育が提供できるということが視点になっていると思います。あの学校ではこれやってくれているのにあの学校ではやってくれないというのが特色ならばいいのですけれども、本来どこでもできることならばやはりやっていくところを考えなくてはいけないと思っています。それとともに、今、港区のスタンダードというようなお話の仕方をさせていただいたのですが、原則というような言葉はつけさせていただきます。小規模の学校と大規模の学校、水泳一つとっても回数等で変わってきますので、原則ということでこの後、今ここで教育委員の皆様から頂いたご意見でしっかりスタンダードの方向性を決めていきたいと思っていますので、また報告させていただきます。

以上です。

○教育長 この件についてほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、今日のご意見も踏まえて、またこの後、学校の方でも調整をしながら決めてまいりますので、正式に決まった段階でまたお話を差し上げようかと思います。

その他はございませうでしょうか。よろしいでしょうか。なければこれをもちまして閉会といたします。

今回は、臨時会を11月27日曜日午前中に予定しております。オンラインでの開催になります。よろしく願いいたします。長時間にわたりましてありがとうございます。

会議録署名人

港区教育委員会教育長 浦田 幹男

港区教育委員会委員 田谷 克裕